

小千谷市「週休 2 日適用工事」（令和 7 年 4 月）実施要領

1 目的

本要領により「週休 2 日適用工事」として実施することで、建設現場における週休 2 日の更なる推進及び質の向上を図ることを目的とする。

2 対象工事

令和 7 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札指名通知を行う土木工事に適用する。

当初設計額が 200 万円以上の工事で受注者が希望したものを対象とする。

なお、「週休 2 日適用工事特記仕様書」が添付されていなくても、受発注者協議により対象とすることができる。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

- (1) 緊急性を要する場合等、週休 2 日の確保が妥当でないと判断される工事
- (2) 現場施工期間が休工日を含めて 7 日間未満の工事

3 用語の定義

(1) 週休 2 日（現場閉所）

- ① 月単位の週休 2 日（現場閉所）とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ② 通期の週休 2 日（現場閉所）とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から現場完了日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間と夏期休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロール、保守点検及び交通誘導警備員による交通規制等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 4 週 8 休以上

- ① 月単位の 4 週 8 休以上とは、対象期間内の全ての月毎の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない

月においては、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

- ② 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

4 発注方式

発注方式は、受注者が工事着手前に、発注者に対して通期の週休2日（現場閉所）もしくは月単位の週休2日（現場閉所）に取り組む旨を協議した上で取り組む方式とする。

5 実施手順

（1）設計書作成時

- ① 発注者は「週休2日適用工事」の経費補正を行わずに予定価格を算出する。
② 設計書に『「週休2日適用工事」（令和7年4月）特記仕様書』を添付する。

（2）受注者決定後

- ① 受注者は、施工条件を踏まえて「通期」もしくは「月単位」希望の有無について、打合せ簿等により監督員と協議すること。協議の結果、「週休2日適用工事」を行わない場合は、本要領によらず施工するものとする。
② 受注者は協議後に、現場閉所日（計画）を設定した計画工程表を作成し、工事着手前までに提出する。
③ 発注者は、5（2）①の協議が調ったら、週休2日の工程を確保するために必要な日数を受注者協議の上決定し、速やかに工期変更を行う。（ただし、繰越が予想される工事※1においては、議会承認後、工期変更を行う際に、上記による必要な日数を付与する。）

※1 「週休2日適用工事」の実施が繰越理由にはなりませんので留意願います。

（3）施工中

- ① 監督員は適宜、実施工程表等により現場閉所の達成状況を確認し、施工プロセスチェックに記載する。

（4）現場完了以降

- ① 監督員は、実施工程表等により現場閉所の達成状況を確認する。「月単位」を希望して「月単位」の4週8休以上を達成した場合は、「月単位」の週休2日補正係数に設計変更する。「通期」を希望して「通期」の4週8休以上を達成した場合は、「通期」の週休2日補正係数に設計変更する。「月単位」を希望して「月単位」の4週8休に満たない場合で、「通期」の4週8休以上を達成した場合は、「通期」の週休2日補正係数

に設計変更する。

② 工事完成検査において、検査職員は実工程表等により達成状況を確認するものとする。

③ 「月単位」の4週8休以上を達成した場合は、小千谷市請負工事成績評定実施要領に基づき取組を評価する。

6 その他

運用の詳細

① 達成状況の確認に関しては「達成状況確認の詳細」を参照すること。

② 補正対象、補正係数、費用計上に係る計算仕様に関しては、新潟県土木部が公表する最新の「「週休2日適用工事（現場閉所）」実施要領」に準拠する。